

1 一般社団法人 日本経済団体連合会

組織の概要・沿革

- 日本経済団体連合会は、1946年に設立され、2002年に経済団体連合会と日本経営者団体連盟が統合して発足した総合経済団体です。
- 企業会員1,574社、団体会員152団体、特別会員32団体から構成され、日本経済の発展と国民生活の向上を使命としています。
- 発足以来、貿易の自由化、自由競争の促進、エネルギー・環境問題への取り組み、民間経済外交の推進、賃金交渉への対応や安定した労使関係の構築など、内外の重要課題の解決と、自由主義経済の維持・活性化を通じ、日本ならびに世界の経済発展に寄与しています。

組織の基本活動・取組み・指針

- 経済界が直面する広範な重要課題について、経済界の意見を取りまとめ、着実かつ迅速な実現を働きかけています。同時に、政治、行政、労働組合、市民を含む幅広いステークホルダーとの対話を進めています。
- 会員企業に対しては、「企業行動憲章」の遵守を働きかけ、企業への信頼の確立に努めるとともに、各国の政府・経済団体ならびに国際機関との対話を通じて、国際的な問題の解決と諸外国との経済関係の緊密化を図っています。
- 政府の経済、財政、産業、科学技術など幅広い分野における政策論議に参画しています。経団連の提言は政府の政策にも数多く反映され、重要課題についての精力的な意見発信を行うことで、成長と分配の好循環を通じて、公正・公平で持続可能な社会をつくろうと取り組んでいます。日本企業の活動のグローバル化に合わせ、経団連も日本国内のみならず地球規模での活動を展開しています。

経済団体

銀行業界

保険業界

経営支援団体

団体構成	設立	1946年
	拠点	東京・大手町
	参加企業数	1,758（2025年4月1日現在）



大阪・関西万博 開幕式
(2025年4月13日)



夏季フォーラム2025軽井沢宣言を石破総理に手交
(2025年7月25日)



第14回アジア・ビジネスサミット
(2025年7月3日、4日)



フォン・デア・ライエン欧州委員長との懇談会
(2025年7月23日)

2025年度の取組・活動（予定含む）

- 6月に提言「巨大地震を見据えた防災・減災対策の充実に向けて」を公表し、坂井学内閣府特命担当相に建議した。
- 首都直下地震等対策推進タスクフォースにて、4月に東京大学 廣井悠教授・内閣官房国土強靱化推進室 塩井直彦参事官から、大都市防災のあり方や国土強靱化推進への取組み等をそれぞれ聴取し、意見交換した。
- 5月に危機管理・社会基盤強化委員会を開催。東京大学 平田直名誉教授を来賓に迎え、大規模地震を見据えた防災・減災対策のあり方について聴取し、意見交換を行った。
- 5月に災害復興特別委員会による被災地視察を実施。岩手県・宮城県を訪問し、気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館(旧気仙沼向洋高校)、高田松原津波復興祈念公園、大船渡魚市場、三陸鉄道等を視察するとともに、気仙沼市、陸前高田市、大船渡市と意見交換した。
- 防災推進国民会議、首都直下地震対策検討ワーキンググループ、大規模地震防災対策推進検討会等に参画し、経済界の意見を発信した。
- 12月に危機管理・社会基盤強化委員会を開催予定。提言のフォローアップとして、内閣府の鎌原宜文広域避難・計画推進室長より、首都直下地震緊急対策推進基本計画の見直しについて聴取するとともに、企業における防災・減災対策に係る好事例を紹介する。

（能登半島地震における取組、もしくは強化した取組）

- ▶ 東北・能登地域の製品の消費拡大等を図るポータルサイト「東北・能登復興応援フェスタ」を立ち上げ、被災地域の復興・再生を支援した。

取組・活動を通じた課題認識

- 企業の事業継続力強化に向けて「オールハザード型BCP」への見直し等の取組みが進む中、官民連携に基づくBCPの高度化や実効性確保が課題。同時に自助・共助も強化する必要がある。
- 自社の事業継続力強化に留まらず、サプライチェーン全体の強靱化（「多元化」「可視化」「一体化」）や防災産業の育成も重要。（他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと）
- ▶ フェーズフリーのインフラ整備や災害への備え、最新の災害想定を踏まえた横断的なBCPの共有や共同での訓練等。



▲坂井大臣への提言手交



▲災害復興特別委員会 被災地視察
（気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館、陸前高田市での献花）



▲「東北・能登復興応援フェスタ」



▲危機管理・社会基盤強化委員会



▲首都直下地震等対策推進タスクフォース

1 日本商工会議所

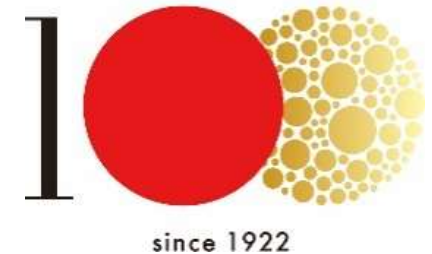
団体 構成	設立	1922（大正11）年
	拠点	515商工会議所
	参加企業数	約126万会員

組織の概要・沿革

- 日本商工会議所は、「商工会議所法」〔1953(昭和28)年施行〕に基づき設立された特別民間法人。商工会議所は、中小企業の活力強化と地域経済の活性化に向け、政策提言・経営支援・人材育成等を通じて、社会一般の福祉増進の役割を担う団体であり、日本商工会議所は全国515の商工会議所を会員とする全国団体である。
- 最初の商工会議所（当時は商法会議所）は、1878（明治11）年に東京・大阪・神戸で設立され、その後相次いで設立された商業会議所の連合体として「商業会議所連合会」が結成された。1922（大正11）年、「商業会議所連合会」を改編し、常設の機構・事務局を持つ「日本商工会議所」が誕生した。2022（令和4）年6月、創立100周年を迎え、同年9月に記念事業を開催した。
- 日本商工会議所では、全国の商工会議所を通じて、経営指導員向けのBCP策定マニュアル・研修会セミナーの開催を通じて、中小企業・小規模事業者の防災・減災対策を推進している。



地域とともに、未来を創る



▲ロゴマークは、「100」をベースに、中央の円で日の丸を、右の円で地域で輝きを放つ中小企業を表現。地域の企業一社一社の団結が日本経済を支えていることを表した。スローガンは、全国515商工会議所、全会員企業とともに、未来に向かって歩みを進めるとの決意を込めた。

◀ 天皇陛下ご臨席のもと式典を挙行（2022年9月）

組織の基本活動・取組み・指針

- 大規模災害が発生した際は、生活およびインフラの早期復旧とともに、被災地域経済の正常化に向け、被災地の現状を見極めつつ、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等を全国の商工会議所が一丸となり、総力をあわせて取り組んでいく。
- 2026年は東日本大震災から15年が経過する年であり、これまでの支援の総括を行うとともに、今後の創造的復興と福島再生に向け、引き続き後押しする。
- 令和6年能登半島地震等、自然災害が絶えない状況となっている中、不測の事態に際して業務の中断リスクを下げるBCP（事業継続計画）について、中小企業・小規模事業者での策定が進むよう促進する。

令和7年度の取組・活動（予定含む）

- 大地震など自然災害に備え、中小企業のBCP策定や損害保険の活用を支援
- 国土強靱化と地域における幅広い産業の立地促進等に資する社会基盤整備を進めていくことが重要であり、危機管理と経済成長を同時実現する観点から、インフラ整備・強化を推進するとともに、国民生活・経済を支える社会インフラである地域公共交通、物流の持続可能性を後押しする。
- 能登半島地震からの復興支援
 - ▶ 被災地の復旧・復興状況や被災事業者のニーズを把握し、ステージに即した支援を行うべく、意見・要望を適宜実施
 - ▶ 被災事業者の事業再開に向けて、経営指導員の応援出張を継続し、全国の商工会議所ネットワークを活用した、より効果的な支援体制を構築
 - ▶ 被災事業者の事業再開・地域の賑わい回復を支援するため、現地ヒアリングを通じて得た情報を適宜政府と共有、新たな支援策に繋げる
 - ▶ 被災事業者の販路開拓・拡大、被災地への観光誘客の支援等を通じた復興・復旧、地域活性化への対応を継続
- 各地商工会議所へのBCP策定に係る支援
 - ▶ セミナー開催、雛形の提供などを通じた、BCP策定に係る支援を実施

令和6年度の取り組み

- 能登事業者支援センター、輪島市役所仮設相談所、輪島商工会議所仮事務所、珠洲商工会議所へ、全国から延べ132商工会議所、226人の経営指導員が応援出張し、事業者からの相談に対応。
- 被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建等に係る事業への活用を目的に、全国の商工会議所から募った合計8億3,000万円の義援金を石川・新潟・富山の各県連合会に送金。



被災地事業者からの経営相談



今年2月に開所した
輪島商工復興センター

令和7年度の取り組み

- 全国からの応援出張を継続するとともに、被災事業者・地域の賑わい回復の支援に向けた活動を実施
- 2025年度は32商工会議所から38名の応援派遣を実施
- ※2025年10月現在

取組・活動を通じた課題認識

- 防災・減災対策を推進する国の司令塔機能の強化
 - ▶ 南海トラフ地震等、広域災害を想定した国・県・市が一体となった防災体制の構築推進
 - ▶ 広域防災拠点等の整備促進
 - ▶ ハザードマップや南海トラフ地震臨時情報等の周知を通じた、防災・減災対策の重要性に関する理解促進・啓発活動
- 地域企業の防災力向上、地域防災拠点となる企業や団体等に対する支援強化
 - ▶ 中小企業に対するBCP策定支援、優遇措置の拡充
 - ▶ 地域の災害リスクを踏まえた民間の防災・減災投資への支援（予算・税制）
- 地域の中小・小規模事業者を支援する商工会議所自身のBCP策定率の向上

1 全国商工会連合会

組織の概要・沿革

- 商工会法(昭和35年5月20日法律第89号)に基づく認可法人で、商工会及び都道府県商工会連合会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的として昭和37年2月21日に設立（任意団体としては昭和34年3月23日設立）。
- 全国商工会連合会は、都道府県商工会連合会を会員とする総合経済団体であり、都道府県商工会連合会の組織または事業について指導・連絡を行い、その意見を総合してこれを公表し、国会、行政庁等に具申し、もしくは建議すること等によって、商工会の健全な発達を図り、もって我が国商工業の振興に寄与することを事業目的としている。

組織の基本活動・取組み・指針

<令和7年度 事業計画（重点事業）>

1. 地域の未来をつくる中小企業・小規模事業者への支援
2. 意欲ある中小企業・小規模事業者を後押しする要望活動等の実施
3. 地方創生の実現に向けた事業承継・創業支援等の強化
4. 災害からの復旧・復興とリスクマネジメント支援
5. 商工会組織の支援体制及び組織力の強化

経済団体

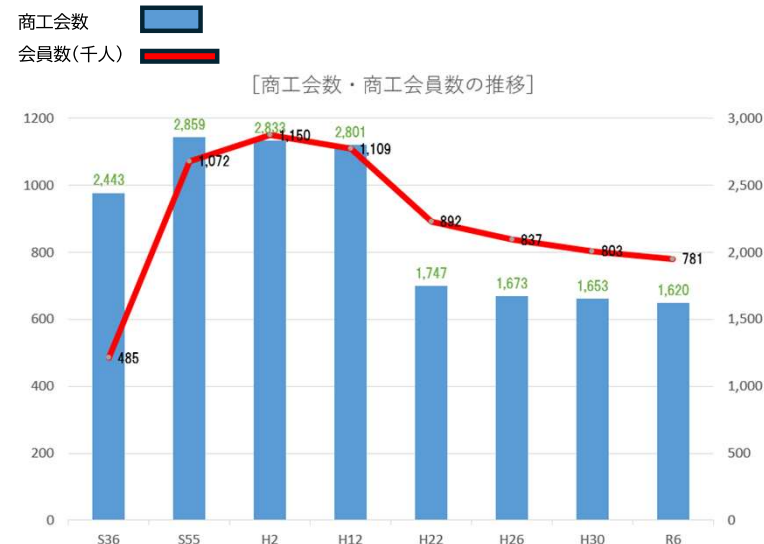
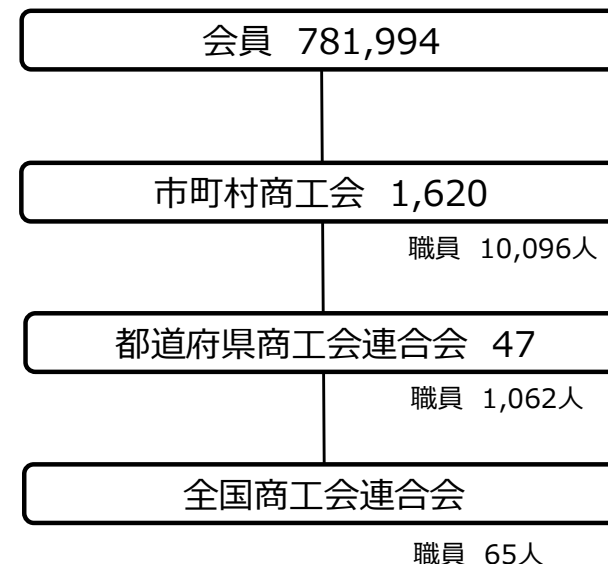
銀行業界

保険業界

経営支援団体

団体	設立	昭和37年2月21日
	拠点	1,620
	参加企業数	約78.1万

特記している数値以外はR6.4.1時点



令和7年度の取組・活動（予定含む）

中小企業・小規模事業者のリスクマネジメント力向上のための支援強化

1. 経営リスク対策を踏まえた事業継続に係る計画策定支援の推進
 - (1) 中小企業・小規模事業者の「事業継続力強化計画」の策定支援
 - (2) 商工会の「事業継続力強化支援計画」の認定支援
2. 経営者等のリスクファイナンスとしての共済・保険制度の普及・推進
 - (1) BCP策定支援等に係るリスクマネジメント支援体制の強化
 - (2) 会員事業者向けセミナーの開催や保険相談会等を活用した共済推進の支援
 - (3) 会員事業者向け共済・保険制度の推進

取組・活動を通じた課題認識

- 小規模事業者における事業継続力強化計画の策定がまだ十分には実施されていないこと。
- 中小企業・小規模事業者自身が、BCPや事業継続力強化計画を作成する必要性を感じていない場合があること。
- 中小企業・小規模事業者は大企業に比べて人手不足が顕著であり、策定に回せるマンパワー（ノウハウ含む）が不足していること。



1 全国中小企業団体中央会

組織の概要・沿革

- 中小企業団体中央会は、昭和30年、中小企業等協同組合法(中協法)の改正により「中小企業等協同組合中央会」として誕生。その後、昭和33年、中小企業団体の組織に関する法律(中団法)の施行に伴い、「中小企業団体中央会」と名称を変更し、現在に至っています。
- 中小企業団体中央会は、中小企業連携組織の専門機関です。その目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことです。
- 中央会は、中協法および中団法に基づき、47の都道府県中央会については各都道府県知事の認可により、全国中央会については経済産業大臣の認可により設立された法人です。

組織の基本活動・取組み・指針

■ 中央会の主な事業

- 組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談できる体制（「窓口相談」）
- 定期的に指導員が訪問し、face to faceで相談（「巡回指導」）
- 各種助成策や業界団体向けの情報の提供（機関誌・メールマガジン等）
- 行政機関等に対し、業界の要望を建議・陳情
- 各種会合、交流会開催により、会員相互の交流を促進
- 各種講習会・研修会を開催
- 中小企業者および官公需適格組合の官公需受注の促進
- 中小企業および中小企業の組織に関する調査・研究
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録
- 組合青年部、組合女性部の育成・強化
- 中小企業組合等を対象にした各種補助事業等についての支援（ビジョン策定、新分野研究、システム開発等）

経済団体

銀行業界

保険業界

経営支援団体

団体構成	設立	昭和31年4月10日
	拠点	全国
	傘下企業数	47中央会、約28,000団体

▲組織イメージ図

■ 中央会組織（令和6年4月時点）



▲中小企業団体全国大会の様子

(第76回福井大会)



(第77回広島大会)



令和7年度の取組・活動（予定含む）

■「連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル」による普及促進

中小機構、商工中金及び中央会の伴走支援により連携事業継続力強化計画の策定に取り組んだ事例を収集し、普及公開により策定支援に寄与。

■ 組合BCP策定支援マニュアルの作成（改訂）

各種調査結果に基づき、BCP策定のために効率的かつ効果的な手法を検討し、取りまとめる予定。

■ 中小企業団体全国大会での決議

令和7年11月12日に広島県広島市において開催する全国大会において、BCP・BCMに取り組みやすい環境整備についての要望事項を決議し、要望・陳情活動を実施予定。

等

（能登半島地震における取組、もしくは強化した取組）

- ▶ 能登半島地震関連施策情報の発信
- ▶ 中小企業庁「特別相談窓口」への対応
- ▶ 被災事業者の早期復旧・復興に向けた要望活動の実施
- ▶ 総会等手続きFAQ資料の作成
- ▶ 義援金による対応 等

取組・活動を通じた課題認識

■ 平常時に取り組みやすい環境の醸成

- 必要性・重要性の意識づけ : 経営戦略との結び付け
- 価値の向上 : バリュー提供（ex.人材確保・採用）

（他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと）

- ▶ 支援政策の横串化・拡充

▲ 連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル



▲ 事業継続力強化セミナー(R7.2)の様子



▲ 中小企業組合の経営支援力強化に関する連携協定締結（損保会社との協定）



・リスクソリューションに関するノウハウ・情報の交換

・団体保険を通じたリスクファイナンスの提供等

1

公益社団法人日本青年会議所

団体 構成	設立	1951年
	拠点	東京都千代田区
	参加企業数	約25,000

組織の概要・沿革

- 1951 年に日本青年会議所(以下、「日本 JC」)は設立されました。
- 日本全国各地に666の青年会議所があります。
- 約25,000人のメンバーが在籍しております。
- 青年会議所には、品格ある青年であれば、個人の意志によって入会できますが、20歳から40歳までという年齢制限を設けています。
- 各青年会議所の理事長をはじめ、すべての任期は1年に限られます。会員は1年ごとにさまざまな役職を経験することで、豊富な実践経験を積むことができ、自己修練の成果を個々の活動にフィードバックさせていくことができます。

組織の基本活動・取組み・指針

- 明るい豊かな社会の実現を理想とし、1951年に日本青年会議所(以下、「日本 JC」)は設立されました。共に向上し合い、社会に貢献しようという理念のもと、各地に青年会議所が誕生していき、現在、日本全国各地に666の青年会議所があり、約25,000人のメンバーと共に、よりよい社会づくりを目指し、社会課題解決に向けた運動や事業を始め、行政と連携した地域貢献事業などに取り組んでいます。また、青年会議所は世界中にネットワークの広がる国際団体です。国際青年会議所(JCI)のメンバーとして各国の青年会議所と連携し、世界を舞台として、様々な活動を展開しています。



▲公益社団法人 日本青年会議所会館

令和7年度の取組・活動（予定含む）

■ レジリエンス強化委員会の取り組み

(1)災害ネットワークに関する連携の強化

全国各地に有する青年会議所のネットワークを活用し、社会福祉協議会との防災協定をはじめ、民間団体と連携を図り、防災訓練や災害時における救援相互運営マニュアルの策定を奨励し、平時の段階からあらゆる災害にも迅速に対応ができるよう災害ネットワークの強化を行っています。

(2)家族で取り組む防災計画であるFCP(Family Continuity Plan)の推進

BCPの普及には、役員・従業員とその家族の命を守る「家庭防災」を組み込むか連携させることが重要だと考えております。家族が災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう、事前に役割や避難基準を話し合い、共有しておく「家庭内防災計画」である、FCP(Family Continuity Plan)を推進しております。この考え方を広めることができれば、「BCP策定＝家族を守ること」にも繋がり、企業の担当者だけでなく、全社員が自分事として取り組みやすくなり、実効性のあるBCPに発展できるのではないかと考えております。2025年度は、動画で雨トレという大雨災害をスマホで体験できるツールを使用し、FCP(Family Continuity Plan)防災教育事業を全国にて展開しました。2026年度も、全国の都道府県の青年会議所を通じて、FCP(Family Continuity Plan)防災教育事業全国展開する予定です。企業だけでなく、社会の最小単位である「家族」から防災・減災意識を醸成することが、改めて災害大国日本には必要ではないでしょうか。このFCP(Family Continuity Plan)が行政、学校、子どもたち、青年会議所が一体となった官民連携の防災教育モデルとなり、防災・減災大国日本に繋がれば幸いです。

取組・活動を通じた課題認識

南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生確率は上がっていますが、令和6年能登半島地震から1年が経ち、被災経験があるかないかで、防災・減災への意識が薄れてきているように感じました。自分がいつ被災するかわからない状況でありながら、平時からの準備が必要であるという当事者意識の醸成に難しさを感じました。



▲ 災害ボランティアセンター運営者研修事業の様子



▲ 全国の防災担当者を対象とした防災会議の様子



▲ FCP(Family Continuity Plan)防災教育事業の様子

1

一般社団法人全国銀行協会

組織の概要・沿革

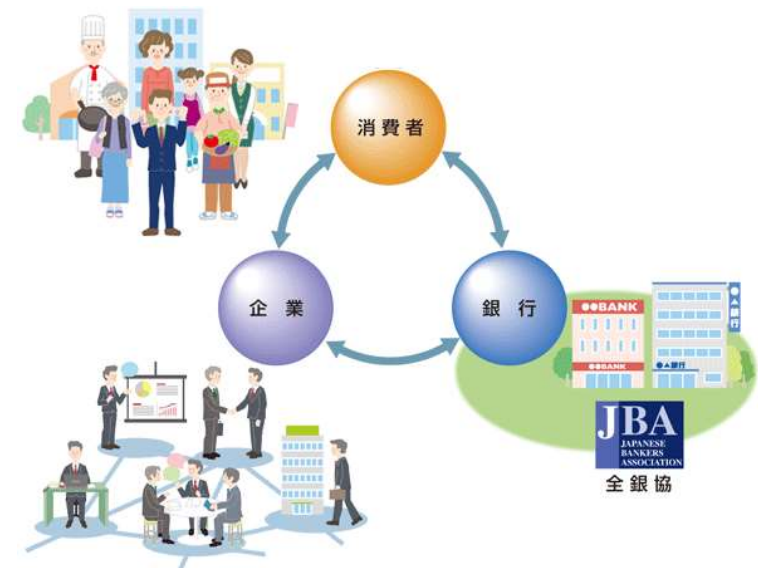
- 一般社団法人全国銀行協会は、国内で活動する銀行、銀行持株会社および各地の銀行協会を会員とする組織。わが国における銀行の健全な発展を図り、経済の成長と国民生活の繁栄に寄与することを目的として、金融経済・銀行経営についての調査研究、銀行業務および銀行事務の改善に関する調査企画、各種決済制度に関する運営企画等の事業を行っている。
- 1877年に創立した銀行団体「沢善会」を起源として、1945年に設立した「全国銀行協会連合会」を経て、2011年に「一般社団法人全国銀行協会」へ改組し、今日に至る。

組織の基本活動・取組み・指針

- 地震をはじめ、自然災害に見舞われることが多いわが国においては、業務継続計画（BCP）の策定とそのレベルアップのための継続的な取組みが欠かせない。銀行は、「金融」という重要な社会機能の維持に関わる事業者としての使命を果たすことができるよう、従来からこうした取組みを積極的に行っているが、全銀協は、銀行の取組みを支援し、銀行界全体の対応能力を向上させるために、ガイドラインの策定や業界横断の訓練を実施するなどの取組みを行っている。
- また、全銀協が事務局となっている短期金融市場BCP事業においても、定期的に業界横断的な訓練を実施し、被災時に情報確認ツール等を用いて適切な市場運営ができるよう努めている。

団体構成	設立	2011年4月1日
	拠点	1
	参加企業数	約240

▲イメージ図



▲全銀協の組織イメージ図



▲短期金融市場BCP共同訓練の様子

令和7年度の取組み・活動（予定含む）

- 会員銀行のBCPの実効性向上のための業界横断訓練（風水害・震災対応）や、短期金融市場BCP共同訓練の実施。
（風水害訓練の概要）
 - ・事前の正確な予測が難しく準備時間が短い線状降水帯による大雨を想定し、BCP訓練を実施
- （震災訓練の概要）
 - ・南海トラフ地震または各銀行の本店所在地における地震発生を想定し、BCP訓練を実施
- （短期金融市場BCP訓練の概要）
 - ・首都直下地震の発生を想定し、各市場参加者が取るべき対応等についてBCP訓練を実施
- 各種災害発生時において、会員銀行への必要な情報を提供（「金融上の措置の要請」等について周知）。

取組・活動を通じた課題認識

- 地震だけでなく、台風、さらには事前の正確な予測が難しく準備時間が短い線状降水帯など、様々な災害を想定した態勢整備が必要。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の店舗運営やお客様・従業員等の避難対応等を迅速・適切に判断するための事前検討が必要。

（他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと）

- ▶ 被災者が各種支援策を漏れなく確認できるような取組み
（例：被災地の自治体ウェブサイト等に各団体支援策のURLを掲載）
- ▶ 継続的な情報提供

大規模災害に被災された皆さまへ
（※日本銀行又は2015年9月27日以前に加盟銀行の加入者である方に限ります）

自然災害の影響で、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により
住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

メリット1 手続き支援を無料で
弁護士等の「債務支援専門家」による手続き支援を受けられます。

メリット2 義援金等に加え財産の一部を手元に残せる
具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの情報提供により異なります。

メリット3 個人信用情報として登録されない
債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、融資に支障が及ぼしません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

（※）申請時の危険性には、一定の要件（債務者の財産や収入、雇用、債務整理、返済期間、利払いといった支払条件、返済の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入者の同意が必要となります。また、融資期間中の任意で返済手続きを利用することが必要となります。※申請期間中の返済停止はあくまで申請が承認された場合に限ります。

（※）金融庁、債権者及び債権機関が他の事業主に未済事項等を発覚することはありません。本ガイドラインを利用するための支援と称して報酬を求めざるべき旨を債務者に伝えることとします。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

手続の流れ

① 手続きの申し出
「債務支援専門家」を依頼して、ガイドラインの手続き等を利用することも申し出ます。「返済目録」は債務整理の前提として作成し、債権者から届出、個人信用情報、収入、資産、負債、資産（現金など）の状況などを整理することになります。

② 専門家による手続き支援を依頼
上記の金融機関等から手続き等について支援が得られた後、地方自治体などを通じて、日本銀行、自然災害被災者債務整理ガイドライン運営協力会、「債務支援専門家」による手続き支援を依頼します。

③ 債務整理（開始）の申し出
金融機関に「債務整理申請書」を提出し、申請書に必要書類などの必要書類を提出します（債務者の所得、返済実績等）の必要書類を提出することです。債権者（金融機関）は必要書類を提出し、債務者の返済停止一時停止となります。

④ 特定調停の申立
債権者の同意により特定調停の開始が決定されます。債権者の同意により特定調停の開始が決定されます。債権者の同意により特定調停の開始が決定されます。

⑤ 調停条項の確定
特定調停により調停条項が確定すれば債務整理は完了です。

（2024.11）

▲ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインのご案内（チラシ）

自然災害で被災された皆さまへ

全国銀行協会加盟銀行は、被災された方々の状況に応じて、できるかぎりの対応に取り組んで参ります。

お困りのことがございましたら、まずは、銀行にご連絡ください！

例

- ・通帳・証書、印鑑をなくしてしまった。紙幣や貨幣が損傷した。
- ・融資の返済条件について相談したい。
- ・災害により資金が必要となった。
- ・事業の継続・承継に不安がある。
- ・住宅ローンの返済に不安がある。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について詳しく聞きたい。等

※全国銀行協会加盟銀行においても、銀行に関するご相談やご照会等をお受けしています。
TEL: (03) 4141-1100（各支店）（03）5562-3772
受付日：月～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時

JBA 一般社団法人 全国銀行協会

▲ 自然災害で被災された皆様へ（チラシ）

1 一般社団法人 全国地方銀行協会

組織の概要・沿革

- 一般社団法人全国地方銀行協会は、地方銀行の健全な発展を通じて金融経済の伸長を目的に1936年に設立しました。
- 会員銀行の共通課題に対処するため、幅広い分野・レベルでの会議を開催し、金融制度や金融政策に関する意見交換を行い、必要に応じて関係方面へ提言を行うほか、お客さまのニーズに即した金融商品・サービスの研究、銀行業務の改善・合理化策の検討、経済金融動向や銀行経営に関する調査・研究、会員銀行の役職員の研修といった活動に取り組んでいます。

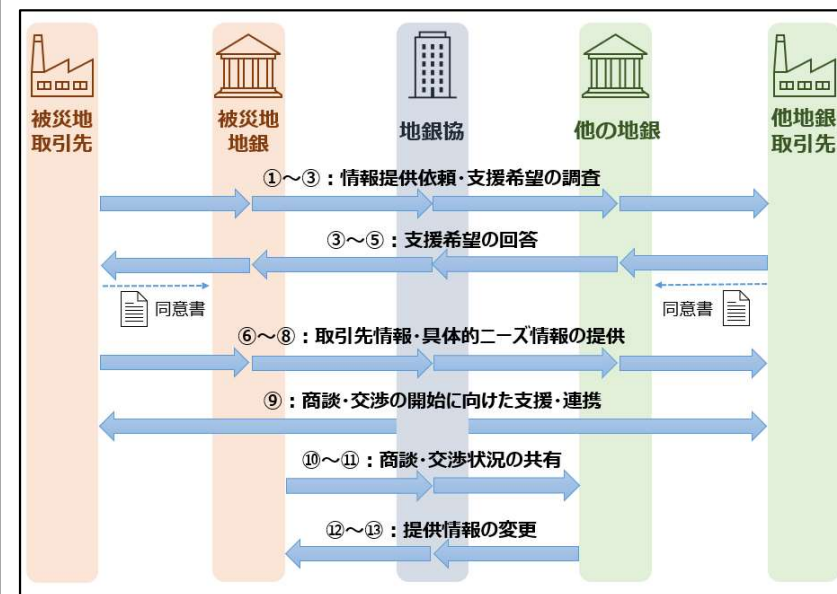
組織の基本活動・取組み・指針

- 【災害義援金制度の運営】…全国を網羅する会員銀行の店舗網を活用した災害義援金制度を運営しています。本制度は、全国の地方銀行から、被災地の地方公共団体や支援活動を行う日本赤十字社等に直接義援金をお振込みいただくものです。受け付けた災害義援金の振込手数料は無料となります。
- 【被災地銀行への救援物資の提供】…地方銀行各行から救援物資の提供を受け、当協会を経由して被災地銀行へ救援物資を提供しています。
- 【BCP勉強会の開催】…会員銀行のBCP高度化を目的に、年1回「BCP勉強会」を開催し、各行のBCP整備状況等に関する情報共有・有識者からの講演聴取等を行っています。

団体構成	設立	1936年9月
	拠点	東京都中央区
	参加企業数	61

- 【被災地企業支援情報ネットワークの運営】…災害が発生した地域の製品の販売・購入等に関する取引先企業・事業者のニーズ情報を地銀間で共有するとともに、地銀のネットワークを活用して、当該ニーズ情報をマッチングする機会を創出することを通じて、被災地域の地銀の取引先を支援し、地域経済・産業の復興・活性化に資することを目的としたネットワークを運営しています。

▼被災地企業支援情報ネットワークのスキーム図



令和7年度の取組・活動（予定含む）

- 「令和7年台風第15号等関連」の発生を受け、当協会が運営している災害義援金制度に基づき、被災地行等に開設された義援金口座の取扱開始等を会員銀行に連絡するとともに、当協会Webサイトに掲載しました。
- 各種災害発生時に、金融庁からの要請に基づき、被災地に支店を持つ銀行に、金融上の措置（返済猶予、融資条件の緩和、被災者への金融サービス支援等）を求める要請文を送付し、会員銀行への周知活動を行いました。

▼災害義援金の案内（当協会Webサイト）

災害義援金の取り扱い

一般社団法人全国地方銀行協会では、全国を網羅する会員銀行の店舗網を活用した災害義援金制度を運営しており、現在、本制度に基づき以下の災害について義援金のお取扱いを行っております。

取扱災害義援金	取扱義援金口座
令和7年台風第15号等関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：群馬銀行	 取扱義援金口座
令和7年岩手県大船渡市における大規模火災関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：岩手銀行	 取扱義援金口座
低気圧と前線による大雨（令和6年能登半島）関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：北陸銀行、北海銀行	 取扱義援金口座
令和6年能登半島地震関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：富山銀行、富山北銀行、北陸銀行、富山銀行、北陸銀行、富山銀行	 取扱義援金口座
平成30年北海道胆振東部地震関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：北海道銀行	 取扱義援金口座
平成28年（2016年）熊本地震関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：肥後銀行	 取扱義援金口座
東日本大震災関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、華南銀行	 取扱義援金口座

1

一般社団法人第二地方銀行協会

団体 構成	設立	1945年(昭和20年)10月
	拠点	東京都千代田区
	参加企業数	36

組織の概要・沿革

- 昭和20年に発足した全国無尽協会を起源として、全国相互銀行協会を経て、相互銀行が普通銀行に転換した昭和63年に社団法人第二地方銀行協会として設立(平成24年に現行の一般社団法人に移行)。
- 会員銀行の業務改善に関する調査研究、金融・経済に関する調査研究、関係官庁その他に対する意見の開陳および連絡等の事業に取り組む。

組織の基本活動・取り組み

- 会員行が大規模災害に被災した際に、当該被災行に対し、他の会員行と協会が必要な物資を円滑に供給する制度の運営。
- 大規模災害時に、被災顧客に対し被災地会員行以外の会員行が預金払戻しを行い、当座の生活資金等の支援をする制度の運営。
- 会員行全行の代表者会議において、被災行代表者からの被災状況や対応の体験報告、役員クラスによる被災地視察などを通じて、被災対応に関するトップレベルでの知見の共有を図る（例：豪雨災害被災行における営業店の「計画休業」の取り組みを紹介）。
- 全国の会員行の店頭において、振込手数料を無料にて災害義援金を受け付け、被災自治体の義援金口座に送金する制度の運営。
- 会員行の取引先企業と全会員行間における口座振替・総合振込等データ伝送ネットワークについて、災害時の障害発生を想定したFAX同報訓練の実施(会員行・利用企業・データセンター・当協会が参加)。

令和7年度の取組・活動

- 役員クラスによる被災地等への視察・報告 ―高知県（南海トラフ対応）、宮城県（東日本大震災）。
- 自然災害に関する会員行の被害状況の把握・報告。
- 災害発生時における当局からの「金融上の措置」要請について会員行に周知。
- 会員行間の災害等義援金受入れ口座への送金手数料の無料化対応を実施。

一般社団法人全国信用金庫協会の活動について

1. 参加組織のご紹介

【組織名・組織構成、組織の沿革・概要】

全国信用金庫協会（略称：全信協）は、全国の254信用金庫と信金中央金庫を会員とし、信用金庫の健全な発展と社会的使命を果たすことを目的に、昭和20年に設立された公益性をもつ金融団体です。

全信協は会員信用金庫の利益代表機関として、信用金庫の業務や金融機能等に関する調査・研究をはじめ、関係官庁等への要望活動、人材育成活動など様々な事業を行っております。

また、全信協では、信用金庫のPR・知名度向上に向けた広報活動を展開し、2024年10月からはイメージキャラクターとして伊藤沙莉（いとう さいり）さんを起用しております。

<全信協の概要>

名称	一般社団法人全国信用金庫協会
代表者	会長 平松 廣司（かながわ信用金庫 会長）
所在地	〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号 ＜分室＞ 〒103-0027 東京都中央区日本橋1丁目3番5号
設立	昭和20年（1945年）11月1日
常勤役職員	76名（2024年3月末現在）
ホームページ	https://www.shinkin.org/

<信用金庫のイメージキャラクター：伊藤沙莉さん>



テレビCM (<https://www.shinkin.org/character/cm.html>)

【組織の基本活動・取組み・指針】

＜信用金庫向けの直近の主な取組み＞

○ 信用金庫における事業継続態勢の向上に向けた支援

- 2017年12月に損害保険会社およびそのグループ会社との間で「事業継続計画（BCP）等の支援に関する協定」（3者協定）を締結し、信用金庫における事業継続力の向上を支援すべく、直近では主に以下の取組みを展開。

① 「自然災害（地震・風水害）BCP見直しのポイント」の策定

各信用金庫の自然災害BCPの見直しに向けた検討にあたり必要となる最新の知見やチェックポイント、信用金庫における取組事例、BCPに係る各種参考様式等を取りまとめた。

② 「風水害BCP訓練体験会」の開催

自然災害のうち、特に激甚化・頻発化が著しい「風水害」に焦点を当て、台風の直撃を想定した一定のシナリオを提示したうえで、各局面において必要となる対応についてグループディスカッションを行う実地研修を全国4地域（東京・名古屋・大阪・福岡）で開催。

③ 「『令和6年能登半島地震』をテーマとしたオンラインセミナー」の開催

能登半島地震を巡る政府や当地の金融行政・金融機関の対応を振り返り、被災時およびその後の復旧・復興に向けた各者の取組みや、被災教訓を踏まえた対応、今後の展望などについて情報共有を行うため、標記セミナーをオンラインにより開催。

④ 「BCP等支援メニュー」の提供

損害保険会社のグループ会社による、「BCPよろず相談サービス」や「BCP／BCMレベル診断サービス」、「BCP初動訓練体験」などのサービスを利用できる支援メニューを信用金庫へ提供。

○ 信用金庫の保険窓販業務の支援

- 生命保険会社・損害保険会社と連携して設計した「業界制度商品」提供しており、自然災害等への備えとしての主な商品は次のとおり。

① 個人向け：「しんきんグッドすまいる」（火災保険）

② 事業者向け：「しんきんの事業性保険」（事業用物件の火災保険、休業や賠償責任、労災リスクを補償する保険）

○ 信用金庫取引先中小事業者への意識啓蒙に係る支援

- 2019年7月の中小企業強靱化法の施行を踏まえ、損害保険会社と連携のうえ、信用金庫が取引先中小企業向けに自然災害リスクに係る意識啓蒙を行うためのツールとして以下の媒体を作成。

- ① 中小企業向けの自然災害リスク対策に関するリーフレット
- ② 同リーフレットに係る説明動画

＜被災者向けの直近の主な取組み＞

○ 災害義援金の取扱い

- 全信協では、災害の発生に伴う被災地支援の一助として、全国の信用金庫窓口でお客様からの義援金の受入れを行うべく、「窓口における災害義援金の取扱要領」を制定しており、災害の規模等に応じた2つのスキームを設け、業界を挙げて被災者を支援。

① 全信協窓口義援金（全信協がとりまとめを行う義援金）

東日本大震災や令和元年台風19号、令和6年能登半島地震など、都道府県をまたぐ広域・大規模な災害が発生した場合に、全信協が開設した専用口座にてとりまとめを行った義援金を日本赤十字社に送金することを通じて被災地を支援（日本赤十字社の配分委員会により、各地域の義援金を配分）。

② 被災地信用金庫窓口義援金（被災地の信用金庫がとりまとめを行う義援金）

上記①に該当しない災害が発生した場合に、被災地信用金庫の判断に基づき立ち上げた義援金について、全信協を通じて全国の信用金庫に案内を行い、当該被災地信用金庫内に開設した専用口座にてとりまとめを行った義援金を地元の地公体等に送金することを通じて被災地を支援。

- これに加え、一定の大規模災害発生時には、全国の信用金庫および関係団体等の役職員（約10万人）に呼びかけを行い、1口1千円（東日本大震災の場合は2千円）の寄付を募り、被災地の募金を実施（直近では、「令和6年能登半島地震救援千円募金」を実施し、令和6年3月、被災地の地方公共団体（石川県、富山県、新潟県）および被災地に所在する信用金庫（15金庫）に対し、総額1億7,800万円の見舞金を寄贈した）。

2. 令和7年度の取組・活動

【令和7年度の取組・活動】

＜信用金庫向けの主な取組み（予定を含む）＞

○ 信用金庫の取引先企業における業務継続態勢の充実・強化に向けた支援

- 「事業継続力強化計画認定制度の活用推進等に関するオンラインセミナー」の開催

近年、地震や台風などの自然災害が頻発・激甚化しており、中小企業においてもBCPの策定・見直しに関する重要性が一層高まっている。信用金庫における「事業継続力強化計画認定制度」^(※)への理解の深化や自金庫の取引先企業に対する同計画の策定支援の推進等に資する情報を提供すべく、標記セミナーをオンラインにて開催予定。

※ 中小企業が策定した事業継続力強化計画について、国から認定を受けることにより、一定の税制優遇等の支援措置を受けることができる制度。

○ 「南海トラフ地震をテーマとしたオンラインセミナー」の開催

- 「自然災害(地震・風水害)BCP見直しのポイント」の改定

「南海トラフ地震防災対策基本計画」の見直しなどの政府の動向や、本地震への対応に係る金融機関の取組事例等に関する情報提供を行うべく、標記セミナーをオンラインにて開催予定。

＜被災者向けの主な取組み＞

○ 災害義援金の取扱い

- 前掲の「窓口における災害義援金の取扱要領」に基づき、以下の災害義援金を実施中（詳細は全信協ホームページ（<https://www.shinkin.org/info/>）を参照）。

① 令和6年能登半島地震災害義援金（全信協窓口義援金スキーム）

◆取扱期間（予定）：2024年1月11日（木）～2025年12月12日（金）

② 令和6年9月能登半島豪雨災害義援金（被災地信用金庫窓口義援金スキーム）

◆取扱期間（予定）：2024年11月1日（金）～2025年12月26日（金）

◆とりまとめ金庫：興能信用金庫（石川県）

◆寄付先地方団体：石川県珠洲市、鳳珠郡能登町

【課題認識】

＜足元における主な課題認識＞

- 南海トラフ地震への対応（「南海トラフ地震臨時情報」が発令された時の実務対応など）。
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえたBCPの高度化・実効性向上（休日に発災した場合の災害対策本部メンバー間やその他役職員との情報連携の対応など）。
- 台風・豪雨発生における臨時休業や帰宅指示の判断基準。
- BCPに係る教育・訓練の充実・実効性の確保。

＜他組織や行政に協力を期待したいこと等＞

- 上記課題認識に対する意見交換や情報提供（対応の考え方や優れた対応事例の展開、ツールの共有など）。
- 風水害の際に発表される各省庁や自治体からの各種警報や気象情報などを効率的に収集できるように、それらの情報を一元的に管理した情報発信。

以 上

団体 構成	設立	昭和34年(1959年)
	拠点	東京都中央区京橋1-9-5
	参加企業数	143信用組合

組織の概要・沿革

- 全国信用組合中央協会は143の会員からなる全国の信用組合の中央組織として昭和34年2月に設立されました。信用組合の健全な発展を図り、公共の利益を増進することを目的に、主な役割として、金融庁や関係省庁・団体との連絡・調整窓口となり、信用組合に係る関係法令の施行や制度改正等の周知など、円滑な実施に向けての業務支援をはじめ、政府の施策等に対し、信用組合業界としての意見表明や要望活動を行っています。

令和7年度の取組・活動（予定含む）

- 令和8年度に、会員信用組合向けのBCP対策として、専門家等による研修会などの実施を検討中。
- 「津波防災の日」に係る緊急地震速報訓練への参加要請及び訓練参加状況の調査を実施し、令和7年11月5日の訓練当日には73信用組合が参加予定。

組織の基本活動・取組み・指針

- 会員信組に対し、BCP訓練マニュアル等の整備、BCPの策定や見直しおよび定期的な訓練の実施等の体制整備に向けた「災害対策規程」の参考例を作成し提供しました。
- 実効性のある「業務継続態勢の整備」に向け、外部機関を活用した危機対応模擬訓練を東京、大阪において実施しました。

取組・活動を通じた課題認識

- 信用組合は、全国に点在しており規模も大小様々であるため、ニーズが異なります。このため、中央組織からの画一的な情報提供等は難しいのが現状です。
- 各信用組合は地域毎に他金融機関と連携を図っており、災害への対応についても独自に協定を締結するなど、中央組織が関与する余地は僅少であると認識しています。

1 一般社団法人 日本損害保険協会

組織の概要・沿革

- 日本損害保険協会は、損害保険会社を会員とする事業者団体です。
- 1917年に当時、日本において火災保険事業を営んでいた内外保険会社を会員とする大日本聯合火災保険協会が設立され、同会が日本損害保険協会の起源とされています。その後、1946年に損害保険会社の中心的機構としての日本損害保険協会が改めて設立され、2012年から一般社団法人として活動しています。

組織の基本活動・取組み・指針

- わが国における損害保険業の健全な発展及び信頼性の向上を図り、安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。
- リスクマネジメント強化（リスクコントロール/リスクファイナンス）や災害復旧対応に係る取組みとして、以下を実施しています。
 - ・損害保険の普及啓発及び理解促進に資する事業
⇒自然災害補償保険の普及促進、事業者向け損害保険の普及促進
 - ・事故、災害及び犯罪の防止又は軽減に資する事業
⇒一般消費者向け防災啓発・リスク教育の実施

令和7年度の取組・活動（予定含む）

- 損害保険の普及啓発及び理解促進に資する事業
 - ・テレビCMやインターネット広告等のマス媒体を活用し、国民全体に地震保険の内容、必要性等を訴求する広報活動を実施
 - ・事業活動を取り巻くリスクや事業者向けの保険の理解促進を図るため、特設サイト「企業のための保険ナビ」の開設、全国でセミナーを実施。
- 事故、災害及び犯罪の防止又は軽減に資する事業
 - ・全国各地で地域の災害特性に応じた防災セミナーを開催
 - ・マイ・タイムライン作成ツールを活用したハザードマップの普及促進に向けた取組みを実施

団体構成	設立	1917年
	拠点	東京都千代田区
	参加企業数	31社（2025年10月1日時点）

▲イメージ図



▲自然災害補償保険 普及チラシ



▲特設サイト 「企業のための保険ナビ」



▲マイ・タイムライン作成ツール 「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」



▲防災セミナーの様子



防災経済コンソーシアム 活動報告



2025年10月23日

一般社団法人 日本損害保険代理業協会



一般社団法人
日本損害保険代理業協会
INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF JAPAN, INC.

目次

I . 組織の概要・沿革

II . 組織の基本活動・取組み・指針

III . 取組・活動を通じた課題認識



I . 組織の概要・沿革

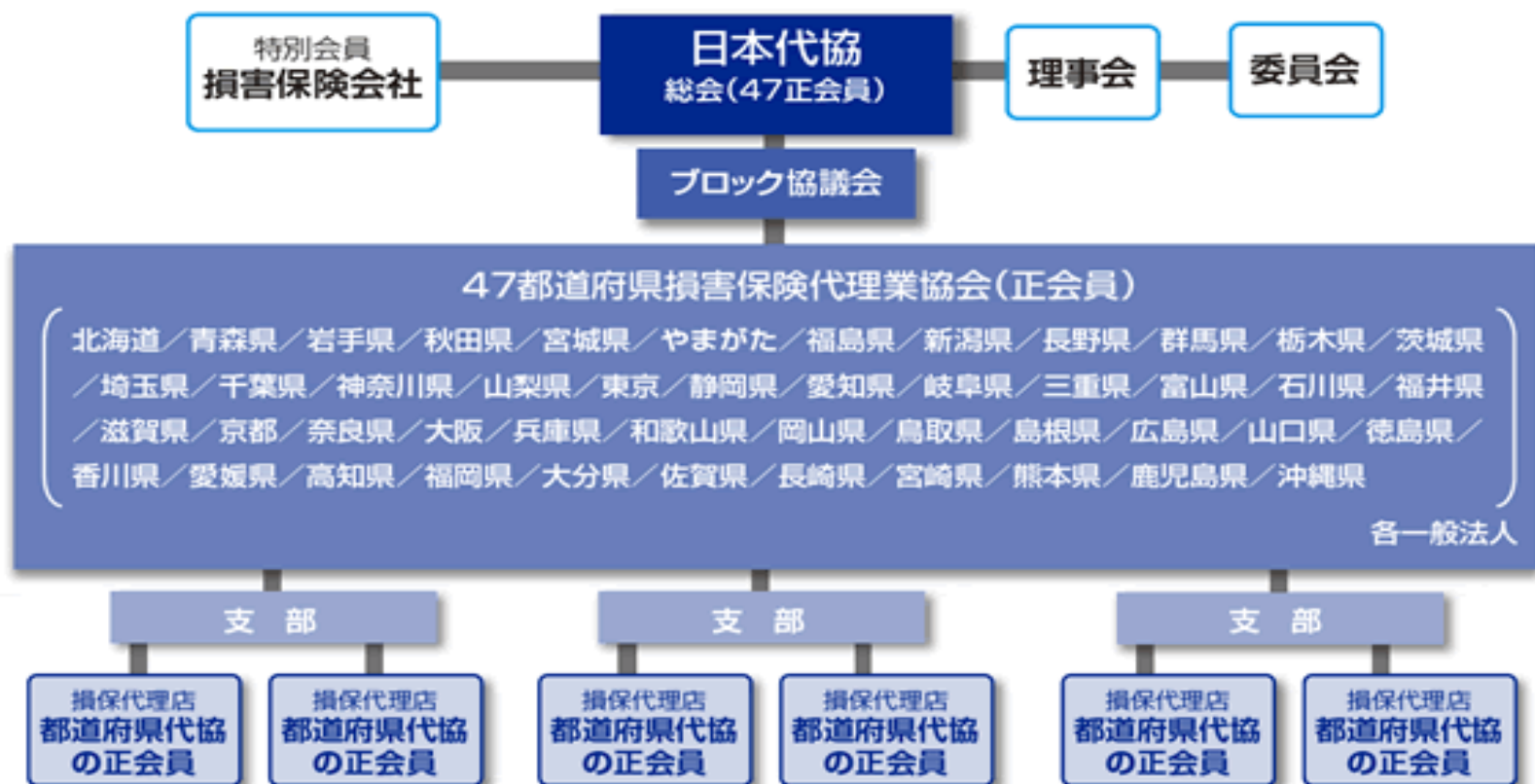
- ◆一般社団法人日本損害保険代理業協会は、昭和15年に設立された「東京火災保険代理業懇話会」を起源とする、損害保険代理業界を代表する全国規模の職業団体です。
- ◆「損害保険の普及と保険契約者及び一般消費者の利益保護を図るため、損害保険代理店の資質を高め、その業務の適正な運営を確保し、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに、幅広く社会に貢献するための活動を行うこと(定款第3条)」を目的としております。
- ◆2025年3月末現在の会員数(代理店数)は10,683店。会員の約8割が従業員10名以下の地域に根差した代理店です。



I. 組織の概要・沿革

日本代協の組織形態

組織機構図



目次

I . 組織の概要・沿革

II . 組織の基本活動・取組み・指針

III . 取組・活動を通じた課題認識



Ⅱ．組織の基本活動・取組み・指針

CSR活動の展開

◆ぼうさい探検隊への取組み

- ・損保協会主催の「子どもたちが楽しみながら、街にある防災・防犯・交通安全に関する施設や設備などを見て回り、マップにまとめて確認する実践的な安全教育プログラム」です。
- ・日本代協では、全国でこの取組みを支援しており、応募の約半数は日本代協経由での申し込みとなっております。

◆学校教育への取組み

- ・代協会員が講師となり、これから社会に出る高校3年生を中心に、自動車事故の具体事例や事故を起こした場合の様々な賠償責任、自動車保険の補償内容やチェックポイント等の解説を、学校授業の一つとして実施しています。



Ⅱ．組織の基本活動・取組み・指針

中小企業向け防災・減災の事前対策支援

◆中小企業の顧客に対する「事業継続力強化計画」認定に向けた支援

- ・弊会では2022年度より中小企業庁が推進する「事業継続力強化計画」の認定に向けた取り組みを行っております。
- ・まずは、会員自身が認定を受ける取り組みからスタートしましたが、現状は中小企業の顧客が認定を受けるための支援活動を本格的に展開しています。
- ・中小企業のリスクマネジメント意識の向上を目指して、継続的に取り組んでまいります。



目次

I . 組織の概要・沿革

II . 組織の基本活動・取組み・指針

III . 取組・活動を通じた課題認識



Ⅲ. 取組・活動を通じた課題認識

◆CSR活動や防災・減災の取り組みに対して、会員の中の意識レベルの差があることも事実であり、より多くの会員がこの種の取り組みを積極的に行っていくようなリードが必要と認識しております。

◆代理店という職業、代協という組織をより多くの方に知っていただくために、この種の取り組みに対する広報活動に更に工夫を凝らしていきたいと考えております。



1

一般社団法人 外国損害保険協会

組織の概要・沿革

- 1859年（安政6年）に開港したばかりの横浜等の自由貿易港で、外国保険会社の支店や代理店によって外国人を対象に火災保険や海上保険が引き受けられたのがその始まりとされる。1917年（大正6年）には、イギリス系を中心に外国保険会社は29社が営業し、約20%のマーケットシェアを占めていた。
- 第二次大戦によりこれら外国保険会社は日本から撤退することを余儀なくされたが、終戦に伴いGHQとともに外国保険会社は日本に再進出した。当初はGHQの営業免許により進駐軍の軍人・軍属等に限って営業していたが、1949年（昭和24年）に「外国保険事業者に関する法律」が制定されるに至り、これらの外国保険会社も大蔵省の営業免許を取得し、漸次日本人・日本企業向けの営業を開始した。同年12月には外国保険協会が設立された。
- 1995年（平成7年）には外国損害保険協会の独立事務所が設立され、常勤の職員が運営にあたることとなり、2006年（平成18年）2月には有限責任中間法人として法人格を取得した。
- なお、平成20年（2008年）の一般社団及び一般財団に関する法律の施行に伴い、名称変更にかかる定款変更の議決を経て2009年（平成21年）4月に「一般社団法人外国損害保険協会」と改称し、今日に至る。

組織の基本活動・取組み・指針

- 日本国政府及びその他政治、業界団体等に対して、政策、立法、規制並びに税制等に関する意見の表明
- 損害保険業務に関する情報収集・研究および会員への情報提供
- 損害保険事業の健全な発展に資する事業（普及啓発・理解促進活動）
- 認定個人情報保護団体に関する業務

団体
構成

設立

1949年12月

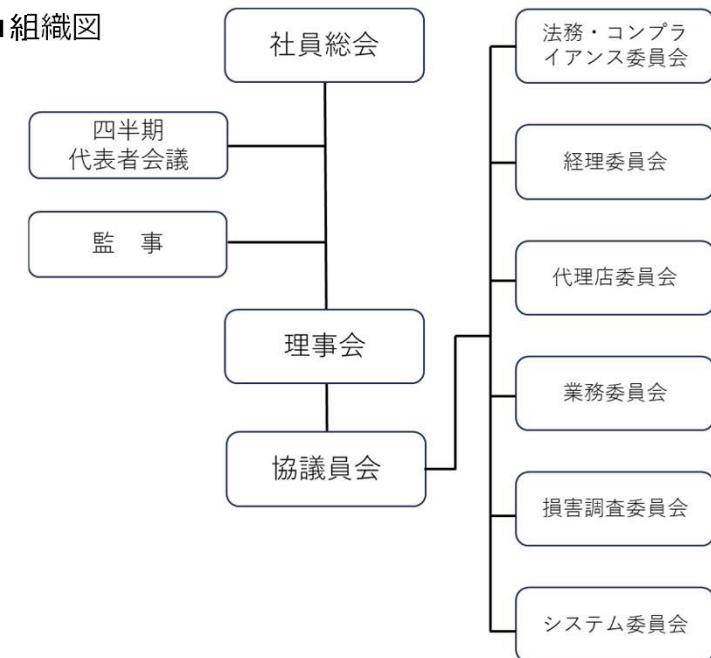
拠点

東京都港区

参加企業数

正社員18社、准社員2社

■ 組織図



▲リスクマネジメントセミナーの様子

令和7年度の取組・活動

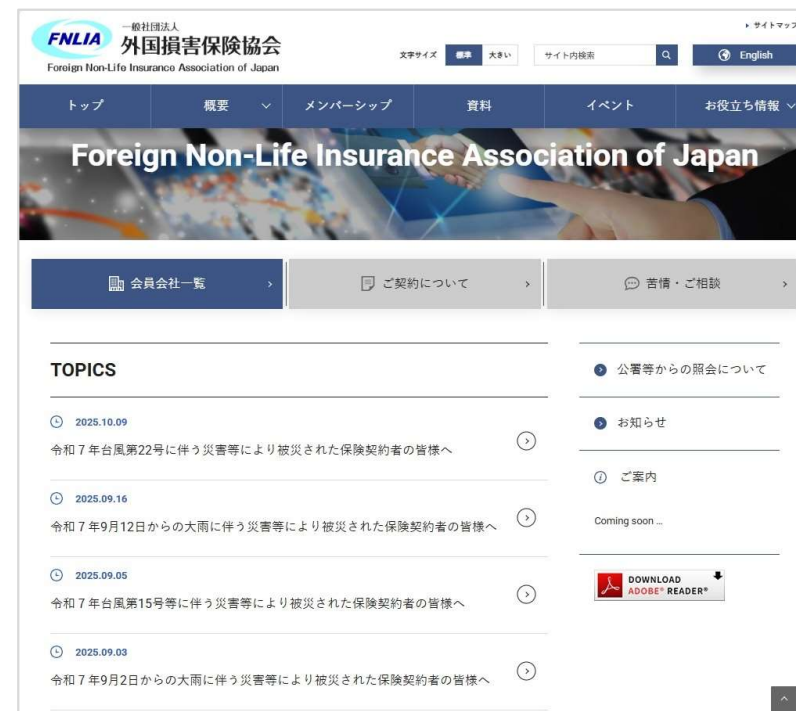
- 自然災害等発生時の特別措置等に関する情報発信
災害救助法の適用に伴い、監督当局等から発出される特別措置等を会員保険会社に周知するとともに、ホームページで広く保険契約者等に情報発信をしている。
- 自然災害等損保契約照会制度の運用
自然災害等で被災し保険契約の手がかりを失った保険契約者等からの契約先保険会社に関する照会を受け付ける契約照会制度を運営している。
- 防災経済コンソーシアム等で得られた知見を会員会社と共有し、保険会社自身の災害対応力の向上と顧客等への情報提供

（能登半島地震における取組、もしくは強化した取組）

▶災害救助法が適用された地域の保険契約者に対する金融上の措置（継続契約手続き、保険料の支払い猶予など）、車検期間伸長に伴う各種特別措置、保険契約情報をなくされた方への損保契約照会制度等について、ホームページを使った情報発信。

取組・活動を通じた課題認識

- 防災、リスクマネジメントに興味のない方に情報を届け、行動に移していただくことの難しさ。
 - 防災対策のコストとその効果の見えにくさ。
- （他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと）
- ▶中小企業経営者等に向けたリスクファイナンスの普及・啓発



▲ホームページを使った災害時の情報発信

1 一般社団法人 日本保険仲立人協会

組織の概要・沿革

- 1995年の保険業法改正（翌年から施行）により、保険市場の自由化・国際化に呼応して我が国にも保険仲立人制度が導入された。

保険仲立人とは、保険会社から独立した立場からベストソリューションを提供する専門職業人

リスクマネジメントのプロ（動画） <https://youtu.be/C0L8rpU3MqU>

保険仲立人について（説明動画） <https://youtu.be/bS4TS6A07XA>

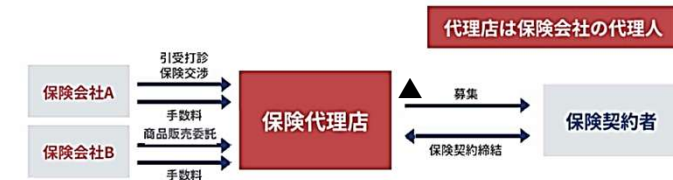
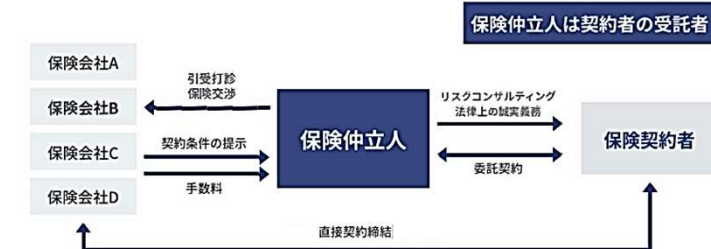
- 1997年に、業界団体として「日本保険仲立人協会」を設立。2009年4月に社団法人化して現在に至る
- 2010年、ADR法制化に伴い外国損害保険業協会と共に、指定ADR機関として「一般社団法人保険オンブズマン」を設立。

組織の基本活動・取組み・指針

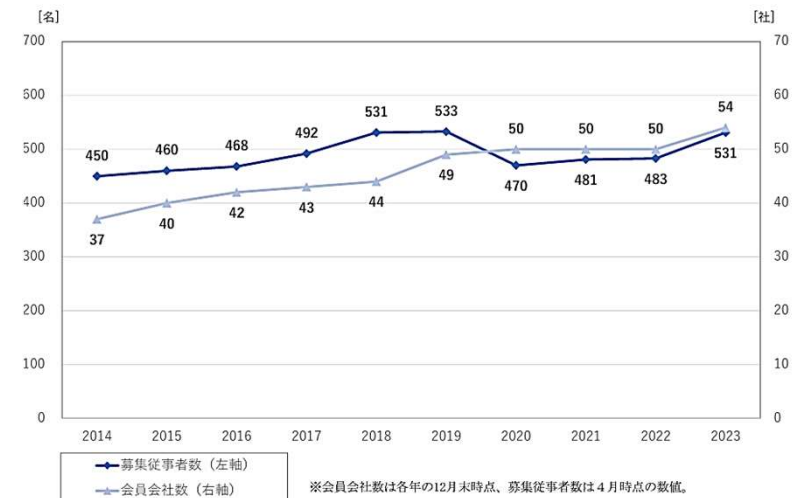
- 本協会は、保険契約者等の利益保護の精神を遵守し、保険仲立人の共通の利益の向上、推進を図るとともに、保険仲立人の資質の向上を目指し、その業務の公正な運営と健全な発展に資することを目的としている
- 主な事業内容
 - ・ 保険業法289条により保険仲立人は的確に業務遂行を担う資質・能力を有することが必要とされている。協会は資格試験制度の運営を通して保険仲立人として業務に従事する者の能力判定・更新研修を実施している
 - ・ リスクマネジメントや保険制度に関する情報の収集と発信等の啓発活動
 - ・ 行政や他の関係団体とのリエゾン機能並びに会員相互間の交流促進

団体構成	設立	1997年設立。2009年4月社団法人化
	拠点	事務所は東京都中央区日本橋
	参加企業数	会員企業数は53社

【保険仲立人と保険代理店との相違】



【保険仲立人協会の会員数と募集従事者】



令和6年度の取組・活動

(激甚化する自然災害・新たな脅威の出現に対応したリスクマネジメントの普及・向上に資する活動の推進)

- 協会会員会社は、保険・再保険の媒介業務を推進するにあたり、常に事業者それぞれの事業実態に即したリスク対応手段を提案し、最適ソリューションを提供することを目指しています。
- 日本青年会議所・保険部会主催の国際保険流通会議において、世界経済フォーラムの最新のリスクレポートについての講演を実施予定（11月）
- 保険やリスクマネジメントや危機管理に関心を持つ学生の学習・研究活動を支援（2024年5月～12月の最終発表会）
 - ・全国14大学が連携・交流する全国学生保険学ゼミナールに協賛し、学生発表会で情報やアドバイスを提供

(能登半島地震における取組、もしくは強化した取組)

- ▶ 東京直下型地震、東南海地震に備えることの大切さを会員会社を通して顧客に向けて継続的に発信
 - ・2024年3月、協会主催の講演会に東京都の協力により、総務局総合防災部防災計画課長 濱中哲彦氏を講師として招聘。「リスクとその備え」をテーマに講演

取組・活動を通じた課題認識

- 地震や激甚化する災害に対する防災意識の喚起は進められており、社会の関心も高まってきているが、リスクファイナンスの的確な活用に関する意欲・認識の向上が課題
- 事業者が補償ギャップを的確に把握することの動機付けが必要

(他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと)

- ▶ 事業者のリスクファイナンスの活用状況に関する公開情報拡充の制度化

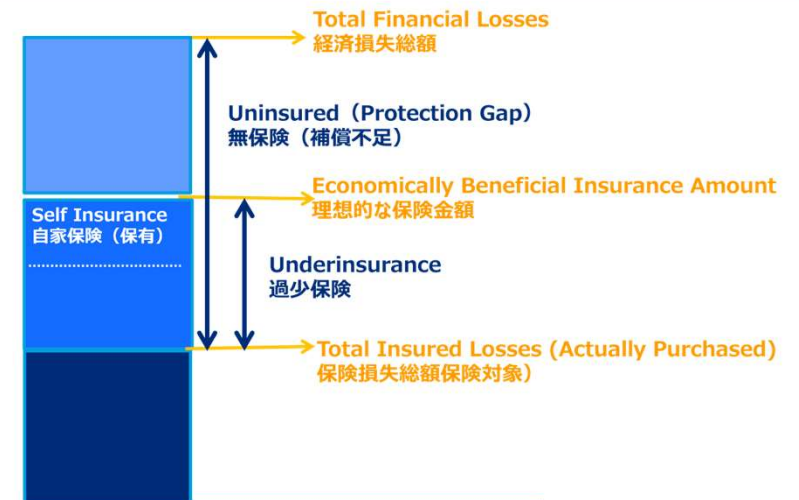
▲ 保険仲立人のコンサルティング機能

保険仲立人は、企業が抱えるリスクに対して、保険商品を活用したリスク転嫁手段の提案や媒介だけでなく、リスクの軽減・保有・回避の提案やコンサルティングサービスを提供します。

リスク対応手段（軽減・保有・回避）のサービススコープ（例示）

財物リスクコンサルティング エンジニアリング	戦略リスク コンサルティング	安全衛生リスク コンサルティング
保有する財物、事業から得られる利益を脅かすリスクに関するコンサルティングサービス	事業継続マネジメントのプログラム構築に関するコンサルティングサービス	労働安全衛生・職場環境の改善に関するコンサルティングサービス
・ 火災/爆発による予想最大損害額の評価/利益損失分析 ・ 地震リスク、風水害リスクの定量分析 ・ プロセスハザード分析 ・ 防火/防災コンサルティング ・ 耐震補強コンサルティング ・ セキュリティアセスメントなど	・ エンタープライズリスクマネジメント（ERM） ・ 事業継続マネジメント（BCM） ・ クライシスマネジメント ・ サプライチェーン（SC）リスクマネジメントなど	・ 労働安全衛生、人間工学の見地からの身体的ストレス防止の対策 ・ 構内のフリート（車両管理/フォークリフト運行管理）マネジメントなど

▲ 無保険・過少保険にみられる補償ギャップ



一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

経済団体

銀行業界

保険業界

経営支援団体

団体 構成	設立	昭和29（1954）年
	拠点	東京都中央区
	参加企業数	47都道府県中小企業診断（士）協会

組織の概要・沿革

- 当会は昭和29（1954）年10月に設立され、平成25（2013）年に一般社団法人に移行した後、令和6（2024）年10月に日本中小企業診断士協会連合会に改称しました（旧名称：中小企業診断協会）。中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に基づく中小企業診断士試験を実施する指定機関として経済産業大臣の指定を、また、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則に基づき実務補習及び理論政策更新研修を実施する機関として経済産業大臣の登録を、それぞれ受けています。

組織の基本活動・取組み・指針

- 47都道府県の中小企業診断（士）協会を会員とする連合会組織として、各県協会に所属する会員中小企業診断士が新たな視野に立った診断・助言を行い、先進的な診断・助言の専門家として知識を共有し、企業や地域の発展に寄与できるよう、以下の事業を行っています。
 - ・会務運営事業、対外協力事業（国及び各都道府県・地方公共団体・商工関係団体への診断助言事業に関する協力、中小企業関係団体・民間業界団体への事業協力等）、調査研究事業、研修事業、出版・情報事業
- そのほか、政府指定法人事業として、中小企業診断士試験及び中小企業診断士の実務補習及び理論政策更新研修を実施しています。

令和7年度の取組・活動（予定含む）

■ 事業継続力強化計画実効性向上支援事業の実施

中小企業庁、中小企業基盤整備機構及び地域支援機関等と連携の上、事業継続力強化計画策定後のブラッシュアップ等を希望する単独型事業継続力強化計画認定事業者に対し、中小企業診断士を3～4回派遣して計画の改善及び実効性の向上を図る事業を実施しています。

■ 全国中小企業強靱化支援協議会における活動

中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫と設立した同協議会において、①担当者会議への参画、②事業者のBCP作成等を支援するコンサルティングニーズの発掘と支援、③BCPに係る中小企業診断士の育成・資質の向上等に取り組んでいます。

▶拡大内容：従前、認定計画の終了期限まで1年以上の残存期間が必要 ➡ 計画の認定を受けていれば、期限間近や期限切れも支援対象

1 日本税理士会連合会

組織の概要・沿革

- 日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている法人です。全国15の税理士会で構成されています。

組織の基本活動・取組み・指針

- 日本税理士会連合会は、会則第3条に定める次の事業を行っています。
 1. 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと。
 2. 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。
 3. 税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと。
 4. 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動を行うこと。
 5. 会報を発行すること。
 6. 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと。
 7. 税理士の研修に関し必要な施策を行うこと。
 8. 小規模納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策を行うこと。
 9. 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関し必要な施策を行うこと。
 10. 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関し必要な施策を行うこと。
 11. その他本会の目的を達成するため必要な施策を行うこと。
- 2 本会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する。

経済団体

銀行業界

保険業界

経営支援団体

団体構成	設立	昭和32年2月16日設立
	拠点	東京都品川区大崎1-11-8 8階
	参加企業数	全国15税理士会

▲イメージ図（ロゴマーク・日本税理士会館外観）



▲税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」

プロフィール紹介

にちぜいくん

大きなメガネがトレードマークの
日税連アンバサダーのフクロウ。

税理士の仕事を知ってもらうため、
どんなささいな質問や疑問も
「ホホー！」と真摯に受けとめ、
納得してもらえるまで一生懸命説明する。

丁寧な話し方を心がけるも、テンションが
上がると
「ワンダホー！」「ビューティホー！」と
フクロウ語が出てしまう。



令和 7 年度の取組・活動（予定含む）

- 災害対策本部規程および同運営要領に基づき災害時対応を実施する。
- 災害時発生時の初動対応を総務部において適切に行う。
- 災害時緊急時の諸対応について引き続き検討する。

（過去の取組例）

- ▶ 税務相談の実施
 - ・被災者向けの対面による税務相談
 - ・被災者向けのフリーダイヤル税務相談
- ▶ 税制緊急要望書の提出

- (過去の取組例)

- ・被災者向けの対面による税務相談
- ・被災者向けのフリーダイヤル税務相談

取組・活動を通じた課題認識

- など

▲災害対策本部の役割

災害対策本部の役割

- 職務（規程第5条）

本部設置の判断基礎となる一次情報→総務部単独で実施
義援金配分の算定基礎となる詳細情報
→本部設置後、速やかに本部から総務部に指示

安否確認、被災状況等の
情報収集

本部設置後、速やかに本部から指示

被災した税理士会及び
会員に対する支援事業
(ex. 税務支援)

本部設置しない場合は、
税務支援対策部単独で実施

義援金の募集と配分

本部以外実施できない...
→本部設置後、原則募集開始

本部設置後の原則実施

税制、融資等に関する
緊急要望

本部設置後、速やかに本部から指示

会費及び登録等手数料に
関する減免措置

本部設置しない場合は、
登録調査部単独で実施

本部設置しない場合は、
調査研究部単独で実施

その他本部長が必要と
判断する支援事業

・職務（規程第5条）

本部設置の判断基礎となる一次情報→総務部単独で実施
義援金配分の算定基礎となる詳細情報
→本部設置後、速やかに本部から総務部に指示

